

敬語の補助動詞が要請した書記における日本語的語順

田 島 優

はじめに

本稿は、SVO構造である漢文でしか文章を作成できなかった日本の書記システムにおいて、SOVという日本語的構造による文章が定着するようになった要因として、中国語には存在しないが、日本語の表現においては重要である敬語の補助動詞を、漢文の中に書き入れようとしたことが大きく関与していることを示そうとするものである。

第一節 漢文訓読における敬語の補読

無文字社会であった日本は、中国から漢字を借用し、その漢字を用いて当時の東アジアの共通語的文章である中国語の漢文のシステムによつて文書を作成したり記録を行っていた。日本が中国や朝鮮半島と交流を始めた当初は、その事は中国や朝鮮半島からの渡来人が携わっており、彼らは史（ふひと）と呼ばれていた。日本人自らが漢文で文章を書き始める七世紀頃になるまでは、彼らに頼るしかなかった。

日本人が次第に漢文に接する機会が増えるようになると、その漢文に対し、後のものであるが例えば『古事記』（七二二年）が「已に訓に困りて述べたるは、詞心に速ばず」と述べているような、物足りなさを感じたに相違ない。中国語は孤立語である。したがって日本語のような膠着語とは異なり、一語一語が独立しており、他の語に接続する助動詞

や助詞などの文法的要素がない。しかし日本語にとつてはその文法的要素が重要であり不可欠なのである。

学問として漢籍や仏典を学ぶためには、漢文で書かれている文章を日本語として読んで正確に理解する必要がある。そのために漢字一字一字に文法的要素を補っていく訓読が行われた。漢文訓読においては多用される文法的要素がある。それらは漢文には記されていないが、日本語にとつては重要な表現形式である。漢文訓読が盛んになると、それらの表現形式はヲコト点として、漢字の四辺や内部、外部などに符号として示されるようになる。そのヲコト点には助詞や助動詞以外に敬語も含まれている。例えば西大寺所蔵の『金光明最勝王経』の平安時代初期点には、図1のような「タマフ、イマス、ノタマフ、上ル（たてまつる）、申ス」といった敬語の表現形式がヲコト点として示されている。また図2のようにヲコト点以外に漢字によつても敬語の補説が行われている。このように、漢文訓読においては敬語は重要な表現形式であった。言い換えれば、日本語において敬語は欠かせない重要な表現形式であったのである。なお、図1・図2並びに原文・読み下しは春日政治（一九四二、一九八五）による。

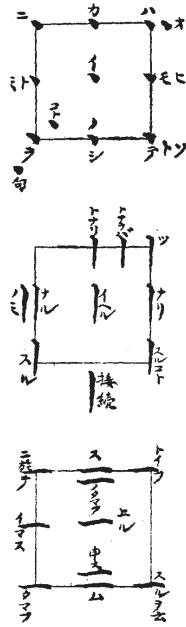


図 1

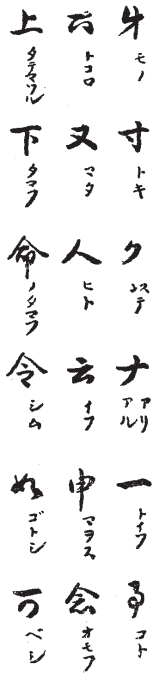


図 2

例えば、次のように原文に対し訓読においてはヨコト点によって敬語の表現が適宜補われている。

(原文)

余時薄伽梵於日晡時從定而起觀察大衆而説頌曰

余時に薄伽梵〔於〕日の晡時に、〔從〕定ヨリして〔而〕起〔ち〕

金光明妙法 最勝諸經王

たまふ。大衆を觀察したまふ。而して頌を説〔き〕て曰はく、

甚深難得聞 諸仏之境界

金光明の妙法は、最勝にして諸の經の王といまふ。

甚深にして聞 諸仏之境界

甚深にして聞〔き〕たてまつること得ルこと難く、諸仏の〔之〕境

(以下略)

(序品 第一)

界います

(傍線は敬語の補読)

第二節 漢文と敬語の補助動詞

七世紀頃になると、次第に日本人の手によって文章が作成されるようになる。『隋書』倭国伝の大業三年(六〇七)には次のような記事が見られる。

其国書曰「日出処天子致書日没処天子無恙」

(その国書に曰く「日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙なきや」)

この国書は聖徳太子によるものとされている。またその聖徳太子が「十七条憲法」(六〇四年か)を制定したと言われているように、聖徳太子が活躍する頃になると朝廷においては漢字使用の必要性が生じていたようである。「十七条憲法」が漢文で記されているように、当時の東アジアの共通的な書記スタイルである漢文が朝廷において公的なものであったし、またその方法でしか文章を書記する方法がなかった。

日本人が漢文で文章を作成するためには漢文自体にほぼ慣れていないと困難である。特に日本語を基にして書いていこうとすると、漢文訓読を通して学んだ文章の規則を活用することになる。その際に、漢文を訓読する際に味わつたと同じような物足りなさを感じたと思われる。日本語にとっては欠かせない敬語、特に敬語の補助動詞を、漢文の中に

どのように書き表していくかが大きな課題として立ちはだかつてくる。

法隆寺金堂には聖徳太子と関わる仏像が二体ある。一体は釈迦三尊像であり、もう一体は薬師如来像である。釈迦三尊像は六二三年に完成したものである。聖徳太子が病床に着いた時に発願され、聖徳太子が亡くなった翌年に完成している。その光背銘は漢文で記されている。もう一体の薬師如来像は、銘には丁卯年（六〇七）とあるが、「大王」「聖王」という語の使用などから、法隆寺の火災のあった六七〇年以降に作り直されて、元来の由来として刻されたものといわれている。この像は用明天皇が自らの病氣平癒を願って造像を発願したが、用明天皇の崩御後に推古天皇と聖徳太子がその遺志を継いで完成させたものである。その光背銘は、漢文的な文章で記されているが、文章中に敬語が用いられていたり、一部に日本語的な語順の箇所も見られる。

前者の釈迦三尊像の光背銘は、次のようになっており、正式な漢文で記されている。

（原文）

法興卅一年歲次辛巳十二月鬼

前太后崩明年正月廿二日上宮法

皇枕病弗愈于食王后仍以劳疾並

着於床時王后王子等及与諸臣深

懷愁毒共相発願（以下略）

（読み下し）

法興卅一年、歲辛巳に次る十二月、鬼（魁）

前の太后崩りたまふ。明年正月廿二日、上宮の法

皇、枕病弗愈したまふ。于食王后、仍りて劳疾みたまひ、並に

床に着きたまふ時に、王后王子等と諸臣と、深く

懷ひ愁へ毒み、共相に発願す。（以下略）

訓読は神野志隆光（二二〇〇七）による。^{（注）}

原文には敬語が記されていないが、漢文を訓読する際には仏典などで敬語を補読していたように、敬語を補って読むのが一般的なようである。

それに対し薬師如来像の光背銘には、於・与・而・者といった虚字などが用いられており漢文的な体裁になっているが、先に述べたように目的語が動詞よりも先行する日本語的な語順になっている箇所があったり、漢文には用いない敬語の補助動詞が多用されている。

(原文)

池辺大宮治天下天皇大御身勞賜時歳

次丙午年召於大王天皇与太子而誓願賜我大

御病大平欲坐故将造寺薬師像作仕奉詔然

当時崩賜造不堪者小治田大宮治天下大王天

皇及東宮聖王大命受賜而歳次丁卯年仕奉

(読み下し)

池辺大宮に天下治めしらす天皇、大御身勞れ賜ひし時に、歳

丙午に次りし年に、大王の天皇と太子とを召して、誓願し賜ひ

しく、「我が大

御病大平かにあらむと欲ほし坐すが故に、寺を造り、薬師像を作
りて、仕へ奉らむとす」と詔りたまひき。然あれども、

当時に崩り賜ひて、造るには堪へねば、小治田の大宮に天の下治
らしめす大王の天

皇と東宮の聖王と、大命を受け賜ひて、歳丁卯に次る年に仕へ奉
りつ。

〔傍線は敬語とみなされる語句や接辞。傍点は日本語的な語順の箇所〕

この薬師如来像の光背銘を讀んでいくと、傍点を施した日本語的な語順になっている箇所と、傍線を施した敬語表現の箇所とが重なっていたり、あるいは連続しており、両者の間に関わりがあるように思われる。

第三節 敬語の補助動詞と日本語的語順

薬師如来像の光背銘において日本語的な語順の箇所としては、「大平欲」「薬師像作」「造不堪」「大命受」が指摘されている。これらの箇所は、漢文の構造としては「欲大平」「作薬師像」「不堪造」「受大命」となるべきものと考えられている。これらの日本語的語順の箇所を見ていくと、そこには敬語表現が絡んでいるようである。

「大平欲(坐)」

大平かにあらむと欲ほし坐す

「薬師像作(仕奉)」

薬師像を作りて、仕へ奉らむ

「(崩賜) 造不堪者」 崩り賜ひて、造るには堪へねば、

「大命受(賜) 而」 大命を受け賜ひて

もし両者が関係しているならば、敬語表現が用いられている箇所では動詞の前に目的語が記されている可能性があり、「我大御病大平欲坐」並びに「池辺大宮治天下天皇大御身勞賜」の箇所の読み方が変わるのではないだろうか。

「我大御病大平欲(坐)」は、従来は「我大御病欲(坐) 大平」のように「欲」の主語を「我大御病」と解釈している。^(注2)しかし漢文の構造としてはよくないように思われる。「我欲(坐) 大御病大平」(SVO C構造)、つまり「我(は)、大御病が大平かにあらむと欲ほし(坐す)」のように、「欲」の主語を「我」とすることはできないだろうか。^(注3)

もう一方の「大御身勞賜」の箇所については、これまでは日本語的な語順の箇所として指摘されていない。つまり、「勞」の主語を「大御身」としている。すなわち「池辺大宮治天下天皇」を、Topic (主題) 言語である日本語の特徴である主題として、「崩賜」あるいは「造不堪者」まで係ると見ている。しかし、これも「池辺大宮治天下天皇勞(賜)大御身」(SVO構造)のように、主語を「池辺大宮治天下天皇」、目的語を「大御身」と見ることができないだろうか。これに似た表現が日本語的な語順で記されている宣命に見られる。^(注4)

朕御身勞坐故暇間得而御病欲治

此月頃聞身勞須止聞食弓伊都之可病止弓參入互

(三詔)
(五十八詔)

三詔ではわからないが、五十八詔では「勞」を「つからす」と読んでいるようである。つまり「つからす」は自動詞「つかる」の他動詞化であり、「身」を目的語と見ることができよう。薬師如来像の場合の「勞」も「つからす」であるならば、目的語と見なすことも可能であろう。三詔でも「暇間得」からわかるように格助詞「を」を明記しない。したがって「御身」を目的語と見ることができないだろうか。また、この詔には先に扱った「我大御病大平欲坐」に似た表現がある。この「御病」も「治(をさめ)」との関係から目的語と見るべきではないか。

なおこの薬師如来像の光背銘の文章と敬語との関わりについては、夙に徳光久也氏が『上代日本文学史』(一九六四年 南雲堂桜楓社)において次のように述べている。

本文について、とくに注意すべき点は、敬讓語の使用されていることであつて、これは文章の性質上、敬讓語が中心となるべき表現形式がとられたので、他の銘文には見られない異色のある文章ができあがつたものと思われる。

(一一八頁)

しかしながら、元来国語流の文章をつづろうとしたのではなく、文章の本質上、つまり敬語使用の必然的要求から、こうした鶴的文章ができあがつたものであるから、文章制作者の意図は、あくまでも漢文流の表現にあつたのであろう。

(一一九頁)

当時の文章は、基本的には釈迦三尊像の光背銘のような漢文であつた。葉師如来像では日本語の表現として必要な敬語を使用して、漢文的な文章から離れないように記そうとしたのにも関わらず、敬語の補助動詞を用いた箇所が日本語的な語順になつてしまつたのであろう。

日本語的な語順の文章として有名な群馬県高崎市にある上ノ山碑は、碑文によると六八一年に建立されたものである。そこにも「定賜」といつた敬語の補助動詞の使用が見られる。

(原文)

(読み下し)

辛巳歳集月三日記

辛巳の歳、集月三日記す。

佐野三家定賜健守命孫黒壳刀自此

佐野の三家を定め賜ひし健守の命の孫、黒壳の刀自、此れを

新川臣兒斯多々弥足尼孫大兒臣娶生兒

新川の臣の兒、斯多々弥の足尼の孫、大臣の臣の娶りて生める兒、

長利僧母為記定文也 放光寺僧

長利の僧、母の為に、文を記し定めつ。放光寺の僧

また平城京遺跡の長屋王邸宅出土の木簡(七二九年以前)においても、敬語が日本語的語順と関わっているものがある。「急下坐」と敬語が用いられ、その下に「宜(べし)」が後接して、日本語的な語順になつている。

(原文)

(読み下し)

当月廿一日御田苺竟 大御飯米倉 古稻

当月廿一日、御田刈り竟る。大御飯の米倉は、古稻を

移依而不得収 故卿等急下坐宜

移すに依りて、収むること得ず。故、卿等急ぎ下り坐す宜し。

これらの用例からもわかるように、日本語的な語順の箇所は必ずしも敬語と関係しているとは言えない。これは、日本語的な語順が敬語表現とは独立して定着してきたことによるのかもしれない。

第四節 宣命と敬語の補助動詞

『統日本紀』（七九七年奏上）には六十二の宣命が収録されている。漢文で記されている『統日本紀』において、宣命の箇所だけが異なつた書記スタイルになつてゐる。宣命は天皇のことばや命令を記したものであり、ことばを読み誤らないような工夫が施されている。ここでは、日本語的な語順になつており、最初の段階では概念部分も助動詞や助詞などの文法的要素の部分も同じ大きさで記されており、両者は漢字と借音仮名との字種の違いによつて区別されていた。ただし漢字と借音仮名とは形態的には違いがないために、訓の用法で用いる漢字と、音の用法で用いる借音仮名というように、音と訓という用法による使い分けて区別するしかなかった。後に、いわゆる宣命書きという、概念部分は大書文法的要素は小書というスタイルがとられるようになる。これによつて、漢字と借音仮名という字種のみならず、大書と小書という字の大きさの二面から概念部分と文法的要素部分とが弁別されており、視覚的に読みやすくなつた。宣命は先に述べたように天皇のことはや命令を記したものであるから、そこには敬語表現が多用されている。

・此乃天^{このあまつひ}豆^{まめ}日^ひ繼^{ついで}之位者^{このころは}大命^{おほいのみこと}尔^の坐^{まゐ}世^よ大坐^{おほいまゐ}坐^{まゐ}而^{して}治^{をさ}可^べ賜^{たま}止^ま讓^{ゆる}賜^{たま}命^{のみこと}乎^を受^う被^ま賜^{たま}坐^{まゐ}而^{して}

・先^{さきに}仁^に捨^{すて}殿^{との}良^よ比^ひ賜^{たま}天之^{あまの}道^{みち}祖^{むすぢ}我^{われ}兄^{あに}塩^{しほ}燒^や乎^を皇^{すめ}位^{みかど}に^に方^{むかひ}定^{さだ}止^ま云^いた

・山川^{やまがは}淨^{きよ}所^{ところ}者^{このころは}孰^{たれ}俱^も加^{くわ}母^{はは}見^み行^ゆ阿^あ加^か良^ら閑^{ひら}賜^{たま}乎^を止^ま歎^{なげ}賜^{たま}比^ひ憂^{うれ}賜^{たま}比^ひ大坐^{おほいまゐ}坐^{まゐ}止^ま詔^{みことば}大命^{おほいのみこと}乎^を宣^{のたま}

天皇に關わる行為に対して敬語が用いられるために宣命は敬語の羅列となる。また、行為を明確に表現したいたために、漢字の訓と適切に対応しない動詞は、動詞の一部あるいは動詞全体を漢字で記すことができず、概念部分に關わらず借音仮名が用いられることがある。このような敬語の連続や仮名を用いなければ記すことができないような敬語表現を、漢文で書き記すことは不可能である。敬語表現が複雑な日本語にとつては、日本語的な語順による文章が望ましいもの

であつた。逆に言えば、敬語表現、特に敬語の補助動詞が日本語的な語順による書記スタイルを要求したといえよう。

第五節 仮名書き文書と敬語表現

『古事記』（七二二年）の上奏文から、その当時複数の書記スタイルが存在していたことがわかる。ただし、それぞれにおいて欠点があり、日本語を漢字で書き記すことの困難さが窺われる。一つの書記スタイルは漢文である。上ノ山碑のような日本語的な語順によるものも含んでいると思われる。この場合は「詞不逮心」（真意を十分に表現しえない）という欠点がある。もう一つは漢字の借音仮名で一字一音式に書き記す方法であつた。これは「事趣更流長」（事柄の趣旨の記述が長々しくなる）という欠点がある。その当時の公的な文書は漢文であつたので、漢文的な文章を記すことは朝廷の人々にとつては必要条件であつた。一方、借音仮名によつて一字一音式に文章を書けるということは、その当時既にすべての音節に対応するいわゆる仮名の表が出来上がつていたことを意味しよう。これは『古事記』における歌謡が一字一音式に記されていることから確認できよう。

なお、『古事記』が撰録された当時においては、既に宣命が存在していたが、『古事記』はこれについては触れていない。宣命は『古事記』のような歴史を記録する書とは異なるものと意識されていたのか。あるいは『古事記』が採用する「或一句之中、交用音訓」という音訓交用という書記スタイルは、『古事記』が漢文的な語順をとり、宣命とは語順は異なるものの、方針としては共通しているために、故意に触れなかつたのかもしれない。

借音仮名による一字一音式の書記スタイルは、『古事記』や『日本書紀』の記紀歌謡や、各地で発見されている「なにはづ」の歌木簡に見られるように、歌を記す際に用いられていた。このような漢字の借音的使用は、「六書」の中の仮借と言われているものであり、中国でも朝鮮半島でも固有名詞を記す際に行われていた。日本においてもワカタケルを「獲加多支爾」（稻荷山古墳鉄剣銘、江田船山古墳鉄刀銘）と書いたり、蘇我稲目を「巷宜伊奈目」（元興寺露盤銘）と記している。表語文字である漢字にとつて意味を捨象するのは、漢字の用法において最後の手段であるといえよう。

そのような借音仮名によって歌全体を書き記すことは、漢字で書くことを断念したことを意味する。つまり、歌は漢字で記すことを諦めたのである。

仮名による書記スタイルは、漢文で書記することが困難であった敬語表現を書き表すのに適していた。仮名文書として古いものである正倉院の万葉仮名文書（甲・乙）（七六二年頃）や「讃岐国司解端書」（八七六年）にも、敬語の使用が見られる。これは敬語表現が日本語表現として必要不可欠だったことを意味しているよう。

なおこれらの文書を記すにあたり、借音仮名を現行の平仮名に改めた。また濁音を読むべきと思われる箇所については濁音符を付した。なお解釈は、正倉院万葉仮名文書甲・乙については犬飼隆（二〇〇八）に、「讃岐国司解端書」については小松英雄（二〇〇〇）によった。

正倉院万葉仮名文書（甲）

ふたところのこのころのみもとのかたちききたまへにたてまつりあぐ。しかもよねはやまだはたまはずあらむ。
いひよくかぞへてたまふべし。とをちうちらはいちひに多ひてみなふしてありなり。きけばかしこし。

一 ころつかのいねははこびてき。

一 田うりはまだこねばかす。

（解釈）二所のこの頃の御もとの様子聞き給へにたてまつり上ぐ。しかも米は山田は給はずあらむ。飯ひよく数へて給ふべし。十一字知らは櫛（酒）に酔ひて皆伏してありなり。聞けば畏し。

一、ころ塚の稲は運びてき。

一、田売りはまだ来ねば貸す。

正倉院万葉仮名文書（乙）

わかやしなひのかはりにはおほましますみなみのまちなる奴をうけよとおほとこがつかさのひとといふ。しかるがゆゑにそれうけむひとらくるまもたしめてたてまつりいれしめたまふべし。よねらもいださむ。しかもこのはこみおかむもあやふかるかゆゑにはやくまかりたまふべし。おほ（と）こがつかさなひけなはひとのたけたかひと

ぞことはうけつる。

(解釈) 我が養ひのかはりには大まします南の町なる奴を受けよと大とこが司の人言ふ。しかるがゆゑに其れ受けむ
ひとら車持たしめ奉り入れしめたまふべ(し)。米らも出さむ。しかもこの箱、見置かむも危ふかるがゆゑに
早く罷りたまふべし。大(と)こが司な(意味不明)ぞ事は受けつる。

讃岐国司解端書

改姓人夾名勸録進上 これは なぜむにか 官にまし たまはむ みたまふばかり となもおもふ 抑刑大史
のたまひて 定以出賜 いとよからむ

(解釈) 改姓人夾名勸録進上 これは なんぜむにか 官にまし給はむ 見給ふばかり となも思ふ 抑 刑大史
のたまひて 定ヲ以テ出ダシ賜フ いとよからむ

仮名書きの文章では敬語を表現通りに記すことができる。正倉院万葉仮名文書(乙)に見られる「もたしめてたてまつり」「いれしめたまふべし」のように、動詞と敬語の補助動詞との間に助動詞の「しむ」が入ることもあり、また敬語の補助動詞のあとに助動詞「べし」が後接することもある。「しむ」や「べし」は漢文的な表現では「令」「可」といった返読文字が使用される。したがって、漢文においては敬語の補助動詞や、返読文字の配置などが問題になってくる。^(注5)また、漢字で書き記すことのできない助動詞や助詞も多い。特に自分の態度を表す(いわゆるモダリティー)助動詞や助詞は日本語においては重要な働きを示す。これらは仮名でしか表現できない。

歌の記録のために発生した一字一音式の借音仮名による書記スタイルは、日常的な表現である敬語表現を書記できる文章としても利用され、さらに多くの人々が登場し多種多様な敬語表現が使い分けられる物語を書き記すための文章として活用されることになったのである。

第六節 和化漢文と敬語の補助動詞

「讃岐国司解端書」には仮名の文書中に「定以出賜」という漢字による表現が使用されている。小松英雄（二〇〇〇）が指摘するようにこれは役所内における表現のようであるが、そこにも「出賜」といった敬語表現が用いられている。官位の異なる人々が働いている役所においては、伝言的な文書においても敬語表現が欠かせないものであつたようである。

法隆寺金堂の薬師如来像の光背銘に見られたように、漢文において敬語、特に敬語の補助動詞を書き入れることは、その箇所が日本語的な語順になつたりして、書記において困難さを伴つた。しかし公的な文書はあくまでも漢文であつたので、漢文の構文に合わせて敬語の補助動詞を組み入れる必要が出て来る。正統な漢文で書かれていた釈迦三尊像の光背銘と、敬語を用いた日本語的な漢文となつていた薬師如来像の光背銘との流れ、すなわち敬語を書き記さないで正統な漢文で行く立場と、敬語などの日本語的な要素を文に取り入れる立場との二つの流れは、『日本書紀』と『古事記』という同時代に書き留められた二つの歴史書の形として出現してくる。例えば、日本における漢字・漢文学習の祖である王仁（和迺）が招聘された際の記事は、それぞれ次のように記されている。

於是、天皇問阿直岐曰、如勝汝博士亦有耶。対曰、有王仁者。是秀也。

（『日本書紀』 応神天皇）

又、科賜百济国、若有賢人者貢上。故、受命以貢上人、名和迺吉師。

（『古事記』 中卷 応神天皇）

漢文中に敬語の補助動詞を書き記そうとする『古事記』においては、敬語の補助動詞を動詞に後接させる形で一ましまりにして、下に目的語を置き、漢文的構造を取ろうと努めている。^{注七}

・此国者、立奉天神之御子（上卷）

（此の国は、天つ神の御子に立奉らむ）

・故、建内宿彌為大臣、定賜大国小国之国造（中卷 成務天皇）

(故、建内宿彌を大臣と為て、大国小国の国造を定め賜ひ)

・因太后之強、不治賜八田若郎女 (下卷 仁徳天皇)

(太后の強きに因りて、八田郎若女を治め賜はず。)

『古事記』のように漢文中に敬語表現を使用する流れは、貴族の日記などの記録体に受け継がれた。朝廷における記録が漢文で記された関係もあり、貴族の日記も漢文のスタイルをとり、敬語の補助動詞を使用している。^(注8)

左中弁経通見給大宰之宣符

而□聞給下官參詣由所坐也

『小右記』寛仁三(一一〇一九)年五月一日^(注9)

『小右記』治安三(一一〇二三)年七月三日

ただし、藤原道長(九六六〜一〇二七)の『御堂関白記』においては、「動詞+目的語+敬語の補助動詞」というように、動詞と敬語の補助動詞の間に目的語を入れた形式になっている。両者の違いは、峰岸明(一九八六)が指摘するように、藤原実資(九五七〜一〇四六)の『小右記』の文章が『御堂関白記』に比較して優れて漢文調であることによる。

従皇太后宮人来云、惱御齒給、払曉事也

『御堂関白記』長和元(一一〇一二)年五月九日

(皇太后宮より人来て云く、御齒を悩み給ふ、払曉の事なり、と。)

參上御前、可立齋宮給女一宮御着裳事被仰

『御堂関白記』長和元年閏十月九日

(御前に參上す。齋宮に立ち給ふべき女一宮御着裳の事を仰せらる。)

漢文中に敬語を用いるといった和化漢文の流れはさらに『吾妻鏡』に受け継がれていくが、ここでは『御堂関白記』と同じく動詞と敬語の補助動詞との間に目的語を入れる形が取られている。

誅彼氏族、可令執天下給之由行之

『吾妻鏡』治承四(一一七九)年四月九日

(かの氏族を誅し、天下を執らしたまふべきの由、これを申し行ふ)

武衛令辞莊園於垂相給上、逗留之間、連日竹葉勸宴醉

『吾妻鏡』元暦元(一一八四)年六月五日

(武衛、莊園を垂相に辞せしめたまふの上に、逗留の間、連日竹葉宴醉を勧め)

召下家司等注文被下之。可加催促給之由云々、今日到来
〔『吾妻鏡』文治二（一一八六）年三月十日〕
（下家司等を召し、注文を下さる。催促を加へたまふべきの由と云々。今日到来す）

『吾妻鏡』がこのようなスタイルをとるのは、『小右記』よりも『御堂関白記』のようなスタイルが和化漢文としては一般的であったのであろう。例えば、藤原宗忠（二〇六二〜一一四一）の『中右記』や、藤原頼長（一一二〇〜一一五六）の『殿記』、平信範（一一二二〜一一八七）の『兵範記』などにおいても、「給」が目的語よりも後ろに記されている。

右大臣殿令参法勝寺給云々

〔『中右記』長治二（一一〇五）年正月十四日〕

御表清書了、時範朝臣持参、殿下加御判給

〔『中右記』嘉承元（一一〇六）年七月二十九日〕

関白殿、本自令候禁中給也

〔『殿記』保延二年（一一三六）十一月十日〕

依尼御前御坐、於門外令乘車給

〔『殿記』久安元（一一四五）年正月四日〕

又今日令着陣座給、従大炊御門高藏亭令出立給

〔『兵範記』久安五（一一四九）年十月十日〕

今朝、入道殿令参詣天王寺給

〔『兵範記』仁平二（一一五二）年十月九日〕

敬語の補助動詞は、大野晋（一九七七）の助動詞の承接表では第二類に位置づけられており、動詞とこの第二類との間に、受身の助動詞「る」「らる」や使役（尊敬）の助動詞「す」「さす」「しむ」、大野の分類でいえば第一類が入ることが可能である。漢文的な文章でいえば、返読文字として「被（る・らる）」や「令（しむ）」が動詞の前に記される。つまり、動詞に受身や使役（尊敬）が承接している場合は、敬語の補助動詞は動詞とそれらの助動詞が承接したものに全体的にかかるのである。^(注)したがって、「給」などの敬語の補助動詞は動詞と離れた方が日本語的になり、書きやすくまた理解しやすい書記スタイルなのであろう。

おわりに

日本語の書記システムの歴史は、膠着的構造を持つ日本語を孤立語である中国語出自の漢字を用いてどのような書き記すのか、すなわち漢字とその漢字を基にして作られた仮名とにおける両者の関係の歴史と言い換えてもよいであろう。それと合わせて、日本語においてはなぜ様々な書記スタイルが誕生したのかが問題となってくる。その解答の一つとして、本稿では日本語において欠かせない敬語がその重要な要因であることを示そうとした。

中国語の文章である漢文を日本語として訓読する際に敬語を補読していたように、敬語は日本語の表現においては欠かせないものであった。そして日本語を漢文で書き記そうとすると、特に敬語の補助動詞が使用された箇所は動詞に敬語の補助動詞が後接するために、目的語との位置関係において日本語的な語順になりかねないものであった。

特に天皇のことは伝える宣命においては、敬語が多用され、また天皇のことは忠実に伝えようとする。そのために、文法的要素を書き記すことができない、また漢字の訓と対応しない和語の動詞を書き表すことができない、漢文というスタイルでは書き記すことは不可能であった。そこで、宣命は日本語的な語順をとり、漢字と借音仮名との字種による区別や、概念部分と文法的要素との文字の大きさを変えることによって、膠着語的な構造である日本語を明確に示すスタイルが完成したのである。

敬語表現にとつて最適な書記スタイルは仮名による文章であった。敬語表現の場合、動詞と敬語の補助動詞との間に、尊敬・使役や受身の補助動詞が入ることがある。そして自分の態度を表す補助動詞や助詞などが敬語の補助動詞に後接する。特に態度を表す補助動詞や助詞の多くが漢字では書き記すことができない。それらを過不足なく書き表せる仮名による文章が日本語には適していた。そのために、和歌を記録するために発生した仮名書きというスタイルは、多種多様な敬語表現を書き記せる文章として発展することになる。

その一方で公的な文書はあくまでも漢文であった。したがって漢文中に敬語の補助動詞を書き記すようなスタイルが

求められ、敬語を用いない正統な漢文に対し、日本語的な要素の入っているいわゆる和化漢文が成立することになった。

注

- 1 この釈迦三尊像の光背銘の読み下しの他、薬師如来像の光背銘、上ノ山碑、長屋王邸宅出土の木簡の読み下しは神野志隆光(二〇〇七)による。
- 2 小松英雄(二〇〇〇)二二八〜二二九頁には、吉澤義則、佐藤喜代治／前田富祺、宮澤俊雅、西田直敏の各氏の訓読が示されているが、いずれも「我御大病(我が御大病)」を主語としている。
- 3 徳光久也(一九六四)には、「我大御病平欲坐故の欲字の位地は、我欲…とあるべきところであり」(二一八頁)とあり、「我」を主語としている。小松英雄(二〇〇〇)二四七〜二四八頁では「われ」か「わが」かの検討を行っている。
- 4 宣命の本文並びに読みについては、北川和秀編(一九七二)による。
- 5 漢文における敬語の補助動詞の位置については次節(第六節)で述べる。宣命書きにおける返読文字と敬語の補助動詞との関係については別稿『今昔物語集』の宣命書きによる表現制約』を留意している。
- 6 小松英雄(二〇〇〇)は、「定以出賜」について、「定」は非公式の官庁用語であり、(役所仕事として定まっていた規則や手順)として、「定以出賜」全体としては(役所仕事のルールに従って太政官に提出されるなら)と解釈している。
- 7 『古事記』の読みについては日本古典文学大系本(岩波書店)による。
- 8 貴族などの古記録資料の敬語については、穂田定樹(二〇〇八)の詳細な研究がある。
- 9 『御堂関白記』に本文並びに読み下しについては山中裕編(一九八八)を、『吾妻鏡』の読み下しは貴志正造(一九七六)による。この訳文に合わせて、『吾妻鏡』の本文を改めた。また、『小右記』『中右記』は大日本古記録(岩波書店)を、『殿記』と『兵範記』は増補史料大成(臨川書店)を利用した。
- 10 学校文法では「る・らる」「しむ」を助動詞として扱っているために、敬語の補助動詞の前に助動詞が出現することに違和感をおぼえるが、「る・らる」「しむ」を動詞の派生接辞とし、それが付いたものを派生動詞とすれば問題はない。

引用文献

- 穂田定樹（二〇〇八）『古記録資料の敬語の研究』清文堂
- 犬飼隆（二〇〇八）『漢字を飼い慣らす』人文書館
- 大野晋（一九七七）「日本語の助動詞と助詞」（『岩波講座日本語七 文法Ⅱ』岩波書店）
- 春日政治（一九四二）「西大寺本 金光明最勝王經古点の国語学研究」（『斯道文庫紀要第一』岩波書店）本稿では（一九八五）
- 『西大寺本金光明最勝王經古点の国語学的研究 春日政治著作集別巻』勉誠社 によった。
- 貴志正造（一九七六）『全譯吾妻鏡 一』新人物往来社
- 北川和秀編（一九七二）『続日本紀宣命 校本・総索引』吉川弘文館
- 神野志隆光（二〇〇七）「漢字と非漢文の空間 八世紀の文字世界」（『東京大学教養学部国文・漢文学部会編』『古典日本語の世界 漢字のつくる日本』東京大学出版会）
- 小松英雄（二〇〇〇）『日本語書記史原論 補訂版』笠間書院
- 徳光久也（一九六四）『上代日本文学史』南雲堂桜楓社
- 峰岸明（一九八六）『変体漢文』東京堂出版
- 山中裕編（一九八八）『御堂関白記全注釈 長和元年』高科書店